

さまざまな災害から大切な住宅と家財を守る2つの共済。

セット共済

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

【契約期間】
一斉募集：2026年1月1日～
2026年12月末までの1年契約
随時募集：中途加入発効日～
2026年12月末まで

持ち家にお住まいの方
戸建て・マンション



保障の対象を選ぶことができます
住宅と家財 / 住宅のみ / 家財のみ

賃貸住宅にお住まいの方
戸建て・マンション・アパート



保障の対象は家財のみとなります
家財のみ

住まいる共済の3つの安心

1 地震や台風など、自然災害にも安心



火災共済に自然災害共済を付帯することで、風水害や地震などに備えられます。風水害は実際の損害額で保障*。
＊契約共済金額が上限となります。

2 築年数・使用年数にかかわらずしっかり保障



火災共済は、築年数等にかかわらず、被害にあった建物や家財と同程度のものを新たに購入・修復できる金額で保障*。
＊こくみん共済 coop が定めた基準によります。

3 持ち家でも賃貸でも選べる保障



住まいに合わせて保障が選べます。家財のみの加入も可能。また、各種特約を付帯することにより、保障がさらに充実。

■加入できる物件（＝保障の対象）

保障の対象 住宅

共済契約関係者*が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

●**事務所・店舗等併用住宅の扱いについて**

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

ア 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
イ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
ウ 次の用途を兼ねる住宅
➡ 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

保障の対象 家財

共済契約関係者*が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。
※貸家の場合は家財には加入できません。

保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）

- 通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
- 事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
- 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
- 義歯、義肢、人工臓器など
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 空家や無人である住宅およびその住宅内の家財
- 法人名義の住宅

＊共済契約関係者：契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

空家契約の取り扱いについて

空家契約のご契約者は、2026年1月以降の更新よりご契約の継続にあたって「空家届」のご提出が必要になります。

留意点

- ご提出いただけない場合、以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきますのでご注意ください。
- ご提出いただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、「こくみん共済 coop」の基準を満たしていない場合には以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきます。
- 空家届をご提出いただいた後、今後のご利用予定や建物管理の状況に変化があるときは、速やかに所属の分会・支部を通じて森林労連共済推進本部までご連絡をお願いいたします。



住まいる共済 保障内容

保障内容について

◎：手厚く保障されます。
○：保障されます。
△：保障が少なくなります。
　または、保障の一部が対象外となります。

保障の対象が建物のみの場合、家財は保障されません。また、保障の対象が家財のみの場合、建物は保障されません。

おすすめ！

保障内容	各共済の組み合わせ				
	火災共済＋自然災害共済 ベーシック（タイプB）	火災共済＋自然災害共済 エコノミー（タイプE）	マンション構造のみ選択可：火災共済＋自然災害共済 ベーシック（タイプB）〈風水害保障なしタイプ〉	マンション構造のみ選択可：火災共済＋自然災害共済 エコノミー（タイプE）〈風水害保障なしタイプ〉	火災共済〈自然災害共済なし〉
火災・落雷など ●他人の住居からの水ぬれ ●消火作業による冠水・破壊 ●他人の車両の飛び込み ●建物外部からの物体の落下・飛来 など	◎	◎	◎	◎	◎
台風・降雪など ●暴風雨 ●突風・旋風（竜巻含む） ●台風 ●高波・高潮 ●洪水 ●豪雨・長雨 ●雪崩 ●降雪 ●降ひょう など	◎	○	保障されません	保障されません	△
地震など ●地震による損壊 ●噴火による火災 ●地震による火災 ●津波による損壊 ●噴火による損壊	◎	○	◎	○	保障されません
盗難 ●盗難による盗取・汚損・損傷などが生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	○	○	○	○	保障されません（特約で保障をセット可）

特約も追加で付帯できます（詳しくは「特約」のページをご確認ください）。

保障内容と保障額

保障額は加入口数によって決まります。

火災共済

損害別の最高保障額
〈加入限度額〉（支払限度額）
住宅4,000万円（400口）、家財2,000万円（200口）の場合

- 火災などのとき〈火災等共済金〉 最高6,000万円*1
- 台風・降雪などのとき★〈風水害等共済金〉 最高300万円*1

＋ 臨時費用共済金★*2：お支払いする共済金の15%（200万円限度）

火災共済には以下の保障も含まれます。 金額は支払限度額・支払額です。

- 持ち出し家財共済金：100万円 または、家財の契約共済金額の20%（いずれか少ない額）
  ※「持ち出し家財」…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財
- 失火見舞費用共済金：100万円 または、契約共済金額の20%［1世帯40万円を限度］（いずれか少ない額）
- 水道管凍結修理費用共済金：10万円
  ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象
- 風呂の空だき見舞金
  - 風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき……5万円
  - 風呂釜のみが使用不能となったとき……2万円
  ※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払対象外となることがあります。
- 住宅災害死亡共済金★：1人300万円（1人につき1口あたり5,000円）

さらにマンション構造の場合のみに付随する保障です。
- 漏水見舞費用共済金：50万円 または、契約共済金額の20%［1世帯15万円を限度］（いずれか少ない額）
- バルコニー等修繕費用共済金
  ※住宅契約に加入している場合のみ対象
  30万円 または、住宅の契約共済金額（いずれか少ない額）
- 修理費用共済金★：100万円 または、契約共済金額の20%（いずれか少ない額）

自然災害共済

火災共済の保障にプラスしてお支払いします。

損害別の最高保障額
〈加入限度額〉（支払限度額）
住宅4,000万円（400口）、家財2,000万円（200口）の場合

	ベーシック	エコノミー
台風・降雪などのとき★〈風水害等共済金〉	最高5,700万円*1	最高3,000万円*1
地震などのとき〈地震等共済金〉	最高1,800万円*1	最高1,200万円*1

おすすめ！

自然災害共済には以下の保障も含まれます。 金額は支払限度額・支払額です。

- 盗難共済金
  - 盗取、汚損、損傷……契約共済金額
  - 通貨（1万円以上）……20万円 または家財の契約共済金額いずれか少ない額）
  - 預貯金証書……200万円 または家財の契約共済金額いずれか少ない額）
  - 持ち出し家財……100万円 または家財の契約共済金額の20%いずれか少ない額）
- 傷害費用共済金★（1事故1人につき）600万円（1口あたり最高10,000円）
- 地震等特別共済金 ※加入口数が20口以上の場合のみ対象
  ベーシック……4.5万円（1世帯あたり） エコノミー……3万円（1世帯あたり）
- 付属建物等特別共済金（地震等の損害に対する保障）
  ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象
  ※「付属建物等」…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど
  ベーシックのみ……3万円（1世帯あたり）

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。
*2 臨時費用共済金…罹災後、臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です（火災共済のみ）。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用〈風水害保障なしタイプ〉の場合、風水害等による損害は対象外となります。

必要保障額と掛金の計算

空欄を埋めて、

ステップ1 必要保障額・加入口数

必要保障額（加入基準）とは、元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、そのめやすとなるものです。

住宅の必要保障額〈持ち家〉



住宅の延床面積（坪数）を確認します。

※坪数小数点以下切り上げ

［　　］㎡ ÷ 3.3 ＝ ア［　　］坪

次に住宅の必要保障額を確認します。

住宅の加入基準はお住まいの地域と住宅構造で異なります。所在地の加入基準をイに記入してください。

住宅構造	住宅の所在地	1坪（3.3m²）あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	北海道・青森・岩手・秋田・山形・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	60万円
鉄骨・耐火構造マンション構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・長野・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	70万円

ア［　　］坪 × イ［　　］万円 ＝ ウ 住宅の必要保障額［　　］万円

⚠ **他保険（共済）契約のある方は、以下の計算をしてください。**

※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。

※切り替えで申し込みされる場合は記入は不要です。

ウ［　　］万円 − 他保険（共済）［　　］万円 ＝ エ 住宅の必要保障額［　　］万円

家財の必要保障額〈持ち家・賃貸住宅〉



家財の必要保障額を確認します。

家財の必要保障額（加入基準）は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります。
該当の必要保障額（加入基準）をオに記入してください。

必要保障額（加入基準）						
住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	30歳以上40歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

オ 家財の必要保障額［　　］万円

⚠ **他保険（共済）契約のある方は、以下の計算をしてください。**

※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。

※切り替えで申し込みされる場合は記入は不要です。

オ［　　］万円 − 他保険（共済）［　　］万円 ＝ カ 家財の必要保障額［　　］万円

住宅と家財の「必要保障額」から「加入口数」を計算します。

ウまたはエ 住宅の必要保障額［　　］万円 ÷ 10万円 ＝ キ 住宅の加入口数［　　］口

オまたはカ 家財の必要保障額［　　］万円 ÷ 10万円 ＝ ク 家財の加入口数［　　］口

キ ＋ ク → A 住宅と家財の合計加入口数［　　］口

※住宅・家財それぞれ2口単位（偶数）にてお申し込みください。 ※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円（400口）、家財2,000万円（200口）が限度です。

必要保障額と口数、掛金を計算しましょう。

ステップ2 掛金

掛金を計算します。

建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分をP.23でご確認ください。
※自然災害共済のみの加入はできません。

火災共済の掛金額

A ＿＿＿口 ×

1口あたりの掛金	年払	月払
木造構造	70円	6.0円
鉄骨・耐火構造	40円	3.5円
マンション構造（風水害保障なし）	30円（25円）	3.0円（2.5円）

＝ B ＿＿＿円

自然災害共済の掛金額

A ＿＿＿口 ×

※火災共済と同口数になります。

ベーシック（タイプB）

1口あたりの掛金	年払	月払
木造構造	190円	16.0円
鉄骨・耐火構造	125円	10.5円
マンション構造（風水害保障なし）	90円（80円）	8.0円（7.0円）

または

エコノミー（タイプE）

1口あたりの掛金	年払	月払
木造構造	135円	11.5円
鉄骨・耐火構造	90円	8.0円
マンション構造（風水害保障なし）	60円（55円）	5.5円（5.0円）

＝ C ＿＿＿円

※「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかをお選びください。

希望する特約の掛金額を足してDに記入してください。

類焼損害保障特約		個人賠償責任共済		盗難保障特約	
年払	月払	年払	月払	年払	月払
2,300円	200円	2,300円	200円	1,100円	100円

D 特約の掛金 ＿＿＿円

※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約（賃貸住宅にお住まいの方）の掛金を計算します。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート（延床面積50m²未満）	1,000万円（100口）
マンション・アパート（延床面積50m²以上）	2,000万円（200口）
戸建て	2,000万円（200口）

ご希望の保障額 ＿＿＿万円 ÷10万円＝ E ＿＿＿口

※2口単位（偶数）にてお申し込みください。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。
※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合もあります。上の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円（50口）～4,000万円（400口）の範囲で加入できます。

1口あたりの掛金	年払	月払
木造構造	45円	4.0円
鉄骨・耐火構造	20円	2.0円
マンション構造	15円	1.5円

× E ＝ F 借家人賠償責任特約の掛金 ＿＿＿円

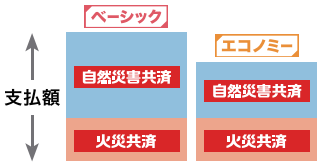
合計の掛金を計算します。

B ＿＿＿円 ＋ C ＿＿＿円 ＋ D ＿＿＿円 ＋ F ＿＿＿円 ＝ あなたの掛金額 ＿＿＿円

※掛金計算上、端数（50銭）が発生した場合は切り上げとなります。

共済金額

●風水害などのときの保障について
自然災害共済にご加入の場合、
火災共済と自然災害共済の共済金を
あわせてお支払いします。
※支払限度額はベーシックの方が大きくなります。



●支払限度額がありますのでご注意ください。

火災共済

火災などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

火災等共済金

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損（住宅の70%以上の焼破損）	10万円	契約共済金額の全額	＋ お支払いする共済金の15%（200万円が限度）
半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	

風水害などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

風水害等共済金

	被害の程度		共済金の額	支払限度額	臨時費用共済金
建物の損壊または床上浸水による損害	全損・流失（70%以上）		契約共済金額の30%	300万円（住宅・家財契約の合計）	＋ お支払いする共済金の15%（200万円が限度）
	半損（20%～70%未満）		契約共済金額の15%	150万円（住宅・家財契約の合計）	
	一部損（20%未満）	住宅	保障の対象となる住宅の損害額の30%	住宅の契約共済金額の6%（最高40万円）	
		家財	保障の対象となる家財の損害額の30%	家財の契約共済金額の6%（最高20万円）	

自然災害共済

風水害などのとき

契約共済金額は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金（ベーシック（タイプB）：10万円、エコノミー（タイプE）：5万円）」です。

風水害等共済金

	被害の程度		ベーシック（タイプB） 共済金の額	ベーシック（タイプB） 支払限度額	エコノミー（タイプE） 共済金の額	エコノミー（タイプE） 支払限度額
建物の損壊または床上浸水による損害	全損・流失（70%以上）		契約共済金額－風水害等共済金（火災共済）	5,700万円	契約共済金額	3,000万円
	半損・一部損（70%未満）	住宅	損害額－風水害等共済金（火災共済）	契約共済金額－風水害等共済金（火災共済）	損害額－風水害等共済金（火災共済）	契約共済金額
		家財	損害額－風水害等共済金（火災共済）	契約共済金額－風水害等共済金（火災共済）	損害額－風水害等共済金（火災共済）	契約共済金額

地震などのとき

お支払いする共済金の額（地震等共済金）は
「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金」です。

地震等共済金

被害の程度	ベーシック（タイプB） 1口あたりの共済金	ベーシック（タイプB） 支払限度額	エコノミー（タイプE） 1口あたりの共済金	エコノミー（タイプE） 支払限度額
全損・全焼（住宅の損壊率70%以上）	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半損・大規模半焼（住宅の損壊率50～70%未満）	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半損・半焼（住宅の損壊率20～50%未満）	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部損・一部焼（損害額100万円超）	3,000円	180万円	2,000円	120万円

特地震等別共済金			
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円		1世帯あたり 3万円

⚠ 付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い

火災等共済金　：火災共済の契約共済金額の10%が限度です。
ただし、契約金額が4,000万円、または加入基準額を超える場合は、加入基準額の10%が限度となります。
風水害等共済金：火災共済および自然災害共済において、それぞれの契約共済金額の10%を付属建物等の損害額の算入限度として共済金の額を算定します。

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※貸家契約　空家契約は対象となりません

特約

近隣への延焼による損害に対応！

類焼損害保障特約

類焼損害共済金

●火災共済に30口以上加入している場合に付帯できます。



年払掛金	月払掛金
2,300円	200円

支払事由	支払限度額
住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害	1億円

おすすめポイント

他人宅への類焼は、重過失の場合を除き損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

賃貸住宅にお住まいの方のための 家主に対する賠償責任への備え！

借家人賠償責任特約

損害賠償共済金・賠償費用共済金

●火災共済に30口以上加入している場合に50口～400口（偶数口数）の範囲で付帯できます。



掛金（1口あたり）	年払	月払
木造構造	45円	4.0円
鉄骨・耐火構造	20円	2.0円
マンション構造	15円	1.5円

支払事由	支払限度額
居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、家主に対して法律上の賠償責任を負った場合	付帯口数×10万円（400口加入の場合は4,000万円）

おすすめポイント

賃貸住宅には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、家主への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
※借用住宅とは、借用建物のうち保障の対象である家財を収容する戸室（一戸建てを含みます）をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

さらにこちらも！

賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、**損害賠償するにあたって要した費用**に対し、契約共済金額（付帯口数×10万円）を限度にお支払いします。

■損害賠償するにあたって要した費用

①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、「こくみん共済 coop」が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用

自然災害共済未付帯のときの 万一の盗難にも安心の備え！

盗難保障特約

盗難共済金

●火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に付帯できます。



年払掛金	月払掛金
1,100円	100円

支払事由	支払限度額
盗難により家財に盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	300万円

※火災共済の住宅契約のみに加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することはできません。なお、自然災害共済にはより安心な盗難共済金が備えられています。

おすすめポイント

侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	300万円
通貨（1万円以上）	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

※上記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が口座から引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

※1 個人賠償責任共済はP.24へ記載しています。

エコ住宅にお住まいの方へ

エコ住宅専用プラン

火災共済の掛金を割引した地球環境にもやさしいプランです。
掛金が年間最大で1,200円割引となります。

右記のエコ設備のいずれかを設置し使用している住宅が対象です。

- ●太陽光発電システム
- ●家庭用燃料電池（例 エネファーム）
- ●オール電化住宅の電気設備
  給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気でまかなう住宅です。電気料金の割引適用等で確認することができます。
- ●自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（例 エコキュート）
- ●家庭用ガスコージェネレーションシステム（例 エコウィル）
- ●潜熱回収型給湯器（例 エコジョーズ）
- ●高効率石油給湯器（例 エコフィール）

加入すると、地球環境保全に貢献できます。

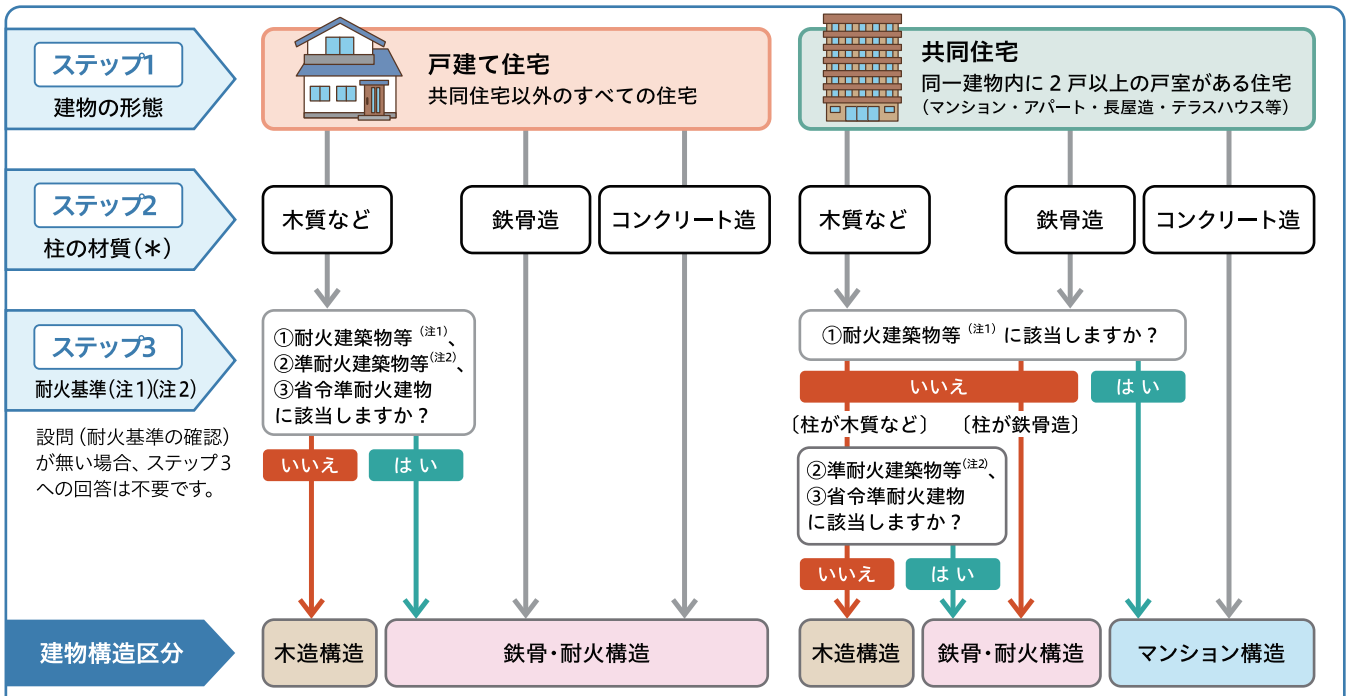
エコ住宅専用火災共済に加入 → こくみん共済 coop 当会が選定した環境活動団体へ寄付 → 環境活動団体 日本の自然を次世代へ残す活動につなげます → 地球環境保全に貢献

※加入申し込みに際しては、当会が選定する環境活動団体に寄付する旨についての同意が必要となります。
※エコ設備に該当するのかご不明な場合は、当会までお問い合わせください。
※掛金の払込方法は、年払（口座振替契約）のみです。

現在セット共済の火災共済へ加入している場合については、更改(12月末)での切り替えをお願いします。

建物構造区分確認ガイド

●森林労連共済推進本部のホームページでも簡単に建物の構造を確認できます。
こくみん共済 coop 森林労連共済推進本部 検索
https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/shinrin/



ステップ2 柱の材質（＊）

木質など
鉄骨造・コンクリート造以外
※柱がない枠組壁工法建物（2×4建物）を含みます。

鉄骨造
すべての柱（付け柱・飾り柱除く）を鉄骨（CFT含む）または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。

コンクリート造
すべての柱（付け柱・飾り柱除く）をコンクリートで造った建物をいいます。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造（鉄補強材含む）・れんが造・石造もコンクリート造となります。

ステップ3 耐火基準（注1）（注2）

（注1）耐火性能を有する「耐火建築物（※）」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令108条の３第１項第１号イおよびロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。
※建築基準法第２条第９号の２の基準に適合する耐火建築物

（注2）準耐火性能を有する「準耐火建築物（※）」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。
※建築基準法第２条第９号の３の基準に適合する準耐火建築物

解説 建物構造区分確認について

1 「二世帯住宅」の建物形態
▶ 建物内部で行き来のできない二世帯住宅（区分登記できる二世帯住宅）の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。

2 柱が見えない場合の材質の確認方法
▶ 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。

3 鉄骨と木の柱が混在している場合
▶ 「木質など」に該当します（ただし、付け柱、飾り柱除く）。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

4 【耐火建築物等】【準耐火建築物等】【省令準耐火建物】に該当するかどうかご不明な場合
▶ 次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ３の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
地上４階建て以上の共同住宅の場合、確認は不要です。 ※昭和35年以降建築の建物で、３階以上の階が共同住宅の場合に限ります。	2
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒にご提出ください。 ※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードしてできます。	3
当会ホームページで耐火基準コードを確認	4

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて！

セット共済

個人賠償責任共済

個人賠償責任共済

月払掛金	年払掛金
200円	2,300円

団体生命共済・火災共済・こくみん共済に付帯可能

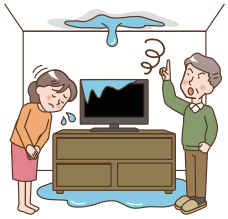
●団体生命共済、こくみん共済、または火災共済（30口以上）に加入している場合に付帯できます。（重複加入にご注意ください）



〈事例①〉自転車で他人にけがをさせた。



〈事例②〉ゴルフで誤って他人にけがをさせた。



〈事例③〉自宅で水漏れ事故を起こし、階下の他人の家に損害を与えた。

〈事例④〉買い物中、誤って商品を落として壊した。



〈事例⑤〉キャッチボールをしていて他人の家の窓ガラスを割った。



〈事例⑥〉居住している持ち家の屋根から瓦が落ち、通行人にけがをさせた。



支払事由	支払限度額
日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合 (1)日常生活における偶然な事故 (2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故	3億円
対人臨時費用　死亡させたとき10万円・10日以上の入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円	

示談交渉サービスも

❶～❸のすべてを満たすときに、示談交渉サービスを利用できます。
❶「こくみん共済　coop」が示談交渉サービスを行うことについて、被共済者・損害賠償請求権者（被害者）が同意している。
❷1回の事故による法律上の損害賠償責任の総額が、3億円（支払限度額）を超えない事故である。
❸共済の対象となる賠償事故により、被共済者が損害賠償請求権者（被害者）より賠償請求を受けている。

※損害発生時点で、組合員本人（主たる被共済者）またはその配偶者と同居の親族、別居であってもこれまで婚姻歴がない未婚の子は、保障の対象です。
※借家人（被共済者）が賃借している不動産について、家主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する家主（被共済者）の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。
※職務従事に起因する損害賠償責任は保障の対象となりません。

■事故が発生した際は、個人賠償責任共済事故受付センター（裏表紙記載）までお問い合わせください。